

新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う職員の職務に専念する義務の免除について（案）

職員が新型コロナウイルスワクチンを接種する場合の服務の取扱いについて、下記のとおり職務に専念する義務の免除を実施する。

記

1. 対象

- （１）職員が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種もしくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合
- （２）（１）の予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2. 取得日数

必要と認める期間又は時間。ただし、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあっては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）とする。

3. 給与の取扱い

有給

4. 添付書類等

- （１）当該ワクチン接種を受ける時間、内容等のわかる書類を添付すること。また、書類上、時間等の記載がない場合等は必要となった時間を備考としてできる限り詳細に記載する。
- （２）療養が必要となる期間中に受診した場合は、その際に受領した領収書等の写し。また、期間中の体温や症状等を備考としてできる限り詳細に記載する。

5. 実施期間

令和 3 年 4 月 12 日から人事室長が定める日まで

6. その他

- ・特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員の取扱いについても、同様とする。
- ・予防接種を受けるために要する往復時間等も含めて職務専念義務を免除することができるものとする。